

高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱

平成29年 3月31日付け28農振第2158号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道知事

殿

農林水産事務次官

第1 目的

近年の高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するためには、需要に応じた生産を推進するとともに、野菜等の収益性の高い作物の導入を促進することが重要である。

そのためには、これまでの米中心の営農体系から高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促す観点から、水田における畑作物の導入と品質向上・収量増を可能とする徹底した排水対策や、適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化等の整備を行うとともに、営農転換に向けた水利用調整・土地利用調整・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要である。

このため、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のための支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進する。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 農業生産基盤整備事業

農業生産基盤の整備を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)又は(2)に掲げる事業に該当するもの。
- (2) (1)の事業と別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(3)から(6)までに掲げるいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。

2 農業生産基盤整備附帯事業

1の事業と、別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)から(3)までに掲げるいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。

3 産地形成推進事業

- (1) 1の事業と、別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)から(3)までに掲げるいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。

(2) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第2の9に基づき実施する高収益作物導入促進対策（以下「国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）」という。）と併せて、別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(2)に掲げる事業を一体的に実施するもの。

第3 事業実施主体

- 1 第2に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県とする。
- 2 第2の3に掲げる産地形成推進事業のうち、次の(1)から(3)までに掲げる事業については、都道府県のほか、それぞれ(1)から(3)までに定める者を事業実施主体とすることができる。
 - (1) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(1)のアに掲げる指導事業
都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区
 - (2) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(1)のイに掲げる調査・調整事業
市町村、土地改良区又は農業協同組合
 - (3) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(2)に掲げる産地形成促進事業及び(3)に掲げる耕地利用高度化支援事業
市町村又は土地改良区

第4 事業の採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域内において実施されるものであること。ただし、同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等、農用地区域以外の区域内において事業を実施する必要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。
- 2 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等（農村振興局長が別に定める地域をいう。以下同じ。）にあつては10ヘクタール）以上であること。
- 3 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第6項に規定する高収益作物導入促進土地改良整備計画（以下「整備計画」という。）を策定していること。
- 4 第6の計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、第2に規定する事業の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。
 - (1) 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合（以下「面積割合」という。）が5パーセントポイント以上増加すること。
 - (2) 高収益作物を新たに作付する面積が2ヘクタール（中山間地域にあつては1ヘクタール）以上となること。
 - (3) 別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(2)に掲げる産地形成促進事業を実施する場合は、(1)及び(2)に加え、面積割合が10%以上となること。

5 第2の3の(2)の場合にあつては、1から4までの規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

(1) 面積割合が5パーセントポイント以上増加すること。

(2) 面積割合が10%以上となること。

第5 事業の実施手続

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び第6の計画（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあつては、事業実施主体は都道府県知事の指定する期日までに事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事はこれを基に事業採択申請書等を作成して地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

第6 計画の作成

本事業の実施に当たっては、次に定めるところにより必要な計画を作成するものとする。

- 1 都道府県知事は、第2の1に掲げる農業生産基盤整備事業を実施する場合には、整備計画を作成するものとする。なお、整備計画の目標年度は、当該事業の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
- 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 地区の現況
 - イ 課題及び整備方針
 - ウ 農業生産基盤整備事業の概要
 - エ 高収益作物の導入促進計画
 - オ 高収益作物の目標年度及び作付計画
 - カ 産地形成推進事業の概要
- 3 整備計画が適合しなければならない土地改良法施行令第50条第6項の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げる事項が明らかなものであることとする。
 - ア 計画区域の現況
 - イ 高収益作物の導入促進の見通し
 - ウ 面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

- 4 第2の3の(2)の場合にあつては、事業実施主体は、産地形成促進事業計画を作成するものとする。
- 5 産地形成促進事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の概要
 - イ 産地形成促進事業の概要
 - ウ 高収益作物の目標年度及び作付計画
- 6 第3の2に基づき、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会又は農業協同組合が事業を実施する場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事が作成した整備計画又は産地形成促進事業計画と整合の図られた事業となるように配慮するものとする。

第7 計画の変更

- 1 都道府県知事は、第5の規定により採択された事業について、物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）に該当する場合は、第6の計画の変更を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、第6の計画の変更を行ったときは、変更計画報告書及び変更計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費について、別記に掲げる事業費につき農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県に助成するものとする。

第9 事業達成状況の報告

本事業を実施した場合には、都道府県知事は、地方農政局長等に、事業の達成状況について報告するものとする。

第10 その他

本事業の実施に当たっては、この要綱並びに土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）又は水利施設整備事

業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知）に基づき事業を実施している地区において、本事業を実施しようとする場合は、第5の1の2の手続が行われたものとみなす。

- 3 平成29年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成29年10月末日までとする。

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産 基盤整備 事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 除礫事業	除礫
	(5) 農用地造成事業	農用地の造成等
	(6) 農地保全事業	農用地の保全のため必要な事業
2 農業生産 基盤整備 附帯事業	(1) 農作業道整備事業	農作業道の変更
	(2) 土壌改良事業	土壌改良材の投入等
	(3) 営農環境整備支援事業	農作物被害防止施設の整備、荒廃農地解消・発生防止のための簡易な整備等
3 産地形成 推進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業	水利用・土地利用調整及び高収益作物への転換を促進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動
	(2) 産地形成促進事業	高収益作物の導入・促進に向けた支援
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 促進費

3 調査・調整費

ア 賃金

イ 報償費

ウ 旅費

エ 需用費

オ 役務費

カ 委託料

キ 使用料及び賃貸料

ク 備品購入費

ケ 技術員手当等

コ 共済費

サ 補償費

シ 資材購入費

ス 機械賃料